

隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設

設計プロポーザル実施要領

1. 目的

隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設建設にあたり、建設工事の基本設計業務及び実施設計業務を委託するにふさわしい適性を備えた設計者を選定することを目的として実施する。

2. プロポーザルの概要

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| (1) 業 務 名 | 隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設設計業務 |
| (2) 業務内容 | 基本設計及び実施設計 |
| | 建築物の用途： 第12号 第1類 |
| | 延床面積： 1,500 m ² （二階建） |
| | その他： 透視図作成 有り |
| | 地質調査は含まない |
| (3) 履行期間 | 平成30年10月31日を予定している。 |
| | ※平成29年12月議会へ繰越明許費予算上程予定 |
| (4) 契約限度額 | 36,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を予定。 |

3. 計画の概要

詳細は「隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設建設基本計画（案）」及び「隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設設計業務 特記仕様書」に定めるとおりだが、主な内容を次に示す。

- | | |
|----------|---|
| (1) 建物用途 | 文化交流施設 |
| (2) 建築位置 | 隠岐の島町 中町目貫の四61番地 |
| (3) 敷地面積 | 約1,100 m ² |
| (4) 想定規模 | 延床面積 1,500 m ² 程度（建設単価600千円/m ² 程度） |

4. 事務局

隠岐の島町 観光課

〒685-8585

島根県隠岐郡隠岐の島町城北町1番地

電話番号 代表 08512-2-2111

直通 08512-2-8575

E-mail : kankou@town.okinoshima.shimane.jp

5. 参加資格

参加者の資格要件は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。なお、設計共同企業体である場合はその構成員も同様とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 隠岐の島町測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る指名競争入札参加資格審査要綱(平成 20 年告示第 8 号)第 5 条に規定する有資格者名簿に登録された者であること。
- (3) 技術提案書の提出期限において、本町の指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同法同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。))若しくは暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(同法同条第 1 号に規定する暴力的不法行為等をいう。))を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。)、又はこれらの者を役員、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。
- (6) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条に基づく一級建築士事務所登録簿に登録されたものであること。
- (7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (8) プロポーザルに参加しようとする他者との間に次に掲げるいずれかの関係が無いこと。
 - (ア) 親会社と子会社の関係
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係
 - (ウ) 一方の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - (エ) 前 3 号と同視し得る資本関係又は人的関係

6. 参加の条件

本プロポーザルに参加する者(以下「参加者」という。)の必要な資格は、次のとおりとする。なお、設計共同企業体でも参加することができる。

共同企業体で参加する場合は、代表構成員が次の資格要件の全てに該当すること。

- (1) 島根県内に本社を有する者であること。
- (2) 管理技術者及び建築担当主任技術者は、参加者の組織に所属していること。
- (3) 管理技術者及び各担当主任技術者はそれぞれ 1 名であること。
- (4) 管理技術者は各担当主任技術者を兼任していないこと。また、建築担当主任技術者が他の分担業務分野の担当主任技術者を兼任しないこと。
- (5) 主たる分担業務分野(建築分野)を再委託しないこと。

- (6) 建築分野以外の担当主任技術者は協力会社のものであっても良いが、他参加者の担当主任技術者と重複しないこと。
- (7) 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の建設コンサルタントが、当該年度の隠岐の島町入札参加資格を有している者である場合、指名停止期間中でないこと。

7. 参加に対する制限

- (1) 参加者が提出できる参加表明書及び技術提案書はそれぞれ1点のみとする。
- (2) 提出された参加表明書及び技術提案書の差し替え、追加、削除等は原則認めない。
- (3) 所属事務所に協力事務所を加えることができますが、その協力事務所は、他の参加者の所属事務所と重複することはできない。
- (4) 設計共同企業体においては、代表構成員と構成員への同時参加表明は不可とする。
- (5) 設計共同企業体の代表構成員及び構成員は、他の参加者の協力事務所となることはできないものとする。
- (6) 審査委員会の委員が大学等に所属する場合において、その大学等に現に所属するものが在職している企業（設計共同企業体の代表構成員及び構成員を含む。）は、参加できないものとする。
- (7) その他、審査委員会の委員と実質的な関わりが深いと認められる者が在職している企業（設計共同企業体の代表構成員及び構成員を含む。）は、参加できないものとする。

8. 失格要件

次のいずれかに該当する場合には失格となることがある。

- (1) 提出資料等が本実施要領の記載方法及び提出方法に合致しない場合
- (2) 虚偽の内容が記載されている場合、失格となることがあるとともに、指名停止を行うことがある。
- (3) その他本実施要領に違反すると認められる場合
- (4) 審査委員会の委員に対し、直接又は間接的に連絡を求めた場合
- (5) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) 契約を締結するまでの間に 5.参加資格の第1号の資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

9. 現地説明会

実施しない。

10. 実施スケジュール

現段階において想定するスケジュールは次のとおりであり、二次審査以降の日程については変更する場合がある。

	項 目	日 程
一 次 審 査	募集の公告（実施要領等の配布）	H29. 11. 29(水)
	参加表明書の受付期間	H29. 11. 29(水)～H29. 12. 12(火) 午後 5 時
	参加表明書等に関する質問書受付期間	H29. 11. 29(水)～H29. 12. 7(木) 午後 5 時
	参加表明書等に関する質問書の回答期限	H29. 12. 8(金)
	一次審査結果発表（通知）	H29. 12. 18(月)
二 次 審 査	技術提案書提出期間	H29. 12. 18(月)～H30. 1. 23(火) 午後 5 時
	技術提案書等に関する質問書受付期間	H29. 12. 18(月)～H30. 1. 18(木) 午後 5 時
	技術提案書等に関する質問書の回答期限	H30. 1. 19(金)
	二次審査（主観的評価）	H30. 1. 25(木)
	二次審査（ヒアリング）参加者発表（通知）	H30. 1. 26(金)
	二次審査（ヒアリング）※公開とする。	H30. 2. 4(日) 予定
	結果の通知（発送）	H30. 2. 6(火)

11. 関係資料の交付

プロポーザル募集に関する実施要領等の下記資料は隠岐の島町公式ホームページからダウンロードできます。

また、希望者には事務局にて、電子データを交付します。

（URL：<http://www.town.okinoshima.shimane.jp>）

- (1) 公告文
- (2) 隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設設計プロポーザル実施要領
- (3) 隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設設計プロポーザル評価要領
- (4) 隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設設計プロポーザル参加表明書等作成要領
- (5) 隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設設計プロポーザル技術提案書等作成要領
- (6) 隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設設計業務 特記仕様書
- (7) 隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設建設基本計画（案）
- (8) 各様式

12. 質問受付及び回答

プロポーザル実施に係る質問及び回答は、次のとおり実施する。質問は要旨を簡素にまとめ、質問書（様式第8号）により提出すること。

(1) 提出期限

【参加表明書等に関する質問】 平成29年12月7日(木)午後5時（必着）

【技術提案書に関する質問】 平成30年1月18日(木)午後5時（必着）

(2) 提出先 事務局

(3) 提出書式 質問書（様式第8号）

(4) 提出方法 電子メールにより行うこととし、持参、口頭又はFAXによる質問は受け付けない。なお、電子メールの表題は「隠岐の島町ジオパーク中核施設設計プロポーザル質問書」とし、送信すること。

(5) 回答期限

【参加表明書等に関する質問】 平成29年12月8日(金)

【技術提案書に関する質問】 平成30年1月19日(金)

(6) 回答方法

【参加表明書等に関する回答】 隠岐の島町ホームページに掲載。

【技術提案書に関する質問】 電子メールにて技術提案書提出者に送信。

13. 参加表明書等の提出

(1) 提出期限 平成29年12月12日(火) 午後5時（必着）

(2) 提出先 事務局

(3) 提出方法 持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。）

(4) 提出書類及び提出部数

(ア) 参加表明書（様式第1号）	・・・・・・・・・・・・・・・・	1部
(イ) 設計事務所の技術職員数・資格（様式第2号）	・・・・・・・・	10部
(ウ) 設計事務所の主要業務実績（様式第3号）	・・・・・・・・	10部
(エ) 管理技術者の業務実績等（様式第4号）	・・・・・・・・	10部
(オ) 主任技術者の業務実績等（様式第5号）	・・・・・・・・	10部
(カ) 受託した場合の担当チーム編成	・・・・・・・・	10部
(キ) 協力事務所の内容等（様式第6号）	・・・・・・・・	10部
(ク) 建築事務所登録通知書の写し	・・・・・・・・	1部
(ケ) 管理技術者の一級建築士の免許証の写し	・・・・・・・・	1部
(コ) 主任技術者（建築）の一級建築士の免許証の写し	・・・・・・・・	1部
(サ) 管理技術者、主任技術者（建築）の雇用を証明するものの写し	・・	1部
(シ) 隠岐の島町税等について、滞納がない旨の証明書	・・・・・・・・	1部

(5) 作成方法

「隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設設計業務プロポーザル参加表明書等作成要領」を参照し、作成すること。

14. 技術提案書の提出

(1) 提案課題

隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設建設基本計画(案)を踏まえた上で、次のテーマについて提案すること。

【テーマ１】

隠岐ユネスコ世界ジオパークの多様な地域資源やその関係性をわかりやすく伝え、来訪者の満足度を高めるための建築計画等に関する考え方

【テーマ２】

島後の玄関口であるフェリーターミナルと一体となって機能を発揮する施設となる建築計画、敷地利用計画等に関する考え方

【テーマ３】

地元産材の活用など、隠岐の島町の風土や文化などに配慮した建設計画等に関する考え方

(2) 提出期限 平成 30 年 1 月 23 日(火)午後 5 時(必着)

(3) 提出先 事務局

(4) 提出方法 持参又は郵送(配達証明付書留郵便に限る。)とし、併せて電子データを収録したＣＤも提出すること。

(5) 提出書類及び提出部数

(ア) 技術提案提出書(様式第 7 号) 1 部

(イ) 業務実施方針 10 部

(ウ) 技術提案書 10 部

(6) 作成方法

「隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設設計プロポーザル技術提案書等作成要領」を参照し、作成すること。

15. 審査

(1) 審査委員会

参加表明書、技術提案書の審査、評価及び最も優れた技術提案書の特定は隠岐の島町ジオパーク中核施設設計プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において行う。

本プロポーザルに関して、参加表明者及び技術提案書提出者が 1 名のみの場合であっても、審査委員会において、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

役職	団体名等	氏名
委員長	隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会事務局長	野辺 一寛
副委員長	隠岐の島町観光協会 会長	小谷 茂雄

委 員	島根県 隠岐支庁県土整備局 統括調整監	野坂 啓二
委 員	隠岐の島町 大規模事業課 課長	河北 尚夫
委 員	隠岐の島町 観光課 課長	吉田 隆

(2) 第一次審査（客観的評価）

(ア) 実施日 平成 29 年 12 月 15 日(金)を予定

(イ) 結果の通知

提出された参加表明書等を審査委員会にて審査し、二次審査の技術提案書提出要請者を選考する。一次審査の結果は参加表明書を提出した全ての者に対して電子メール及び書面にて通知する。

(3) 第二次審査（主観的評価）

(ア) 実施日 平成 30 年 1 月 25 日(木)を予定

(イ) 結果の通知

提出された技術提案書等について審査し、二次審査（ヒアリング）参加要請者を 4 名以内で選考する。

二次審査（主観的評価）の結果は、技術提案書を提出した全ての者に対して電子メール及び書面にて通知する。

(4) 第二次審査（ヒアリング）

(ア) 実施日 平成 30 年 2 月 4 日(日)を予定

(イ) 結果の通知

提出された技術提案書等をもとにプレゼンテーション・ヒアリング審査を実施し、第二次審査での得点に第一次審査の得点を加算し、最優秀提案者 1 名及び優秀提案者 1 名を選考する。

(ウ) 方法

- ① 出席者は管理技術者、建築担当主任技術者及び各分担業務分野の主任技術者から 1 名の計 3 名以内とする。なお、これとは別にパソコン操作者 1 名も出席できるものとする。
- ② プレゼンテーションは、参加者が提出した技術提案書等（拡大したもの又はプロジェクター等を使用した拡大映像の使用も可）のみを使用することとし、新たな内容の資料提示は認めない。
- ③ スクリーン及びプロジェクターは事務局で用意する。スライド用のパソコンは持参すること。
- ④ プレゼンテーションの持ち時間は 20 分以内とし、その後に審査委員からのヒアリングを 20 分程度行う予定である。
- ⑤ プレゼンテーションの資料やスライド中には、企業名や身分がわかるような表示をしないこと。ヒアリングにおいても企業名等が分かるような表現はしないこと。

- ⑥ プレゼンテーション・ヒアリング審査に参加しない場合は、原則として審査の対象としない。

(5) 評価基準

審査項目及び審査基準の概要は次項のとおりである。

評価項目		評 価 の 着 目 点		配点
		判断基準		
第一次審査	事務所の評価	技術職員数	技術職員数	30.0
		有資格者数	有資格者数	
		同類・類似業務の実績	実績の種類、規模、件数	
	配置技術者の技術力	同種又は類似業務の実績	同種業務、類似業務の実績	30.0
		経験年数	実務経験年数	20.0
	小 計			80.0
第二次審査	業務実施方針及び手法	業務への取組方針と体制	取り組み意欲の高さや積極性、支援姿勢、業務への工夫等	30.0
		業務への取組体制	設計チームの特徴及び技術力、工程計画、業務分担体制等	
		設計上特に配慮する事項	業務内容、業務の課題等の理解度、総合的見地からの考え方の的確性	
	技術提案	提案課題に対する技術提案	的確性、独創性、実現性を評価	225.0
	見積額	見積額	見積額の妥当性	30.0
	小 計			285.0
	ヒアリング	取り組み意欲、理解度	本業務に積極的に取り組む姿勢があるか、質問に対する応答が明快かつ迅速であるか。	40.0
		コミュニケーション力		
合 計				405.0

16. 費用負担

本プロポーザルに参加する一切の費用は、参加者の負担とする。

17. 業務委託契約の締結

- (1) 町は、最優秀提案者を相手方とし、契約交渉を行うものとする。ただし、最優秀提案者が選考後、参加資格要件等を満たさないと認められた場合及び契約交渉が成立しない場合は優秀提案者と契約交渉を行うこととする。
- (2) 建設工事の積算業務及び工事監理業務についても実施設計と密接に関連することからの本業務の受託者と随意契約を予定している。
- (3) 積算業務及び工事監理業務については、業務遂行のため必要な事項について協議し、一定の条件等を付することがある。

18. その他の事項

- (1) 当該プロポーザルは隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設建設工事の設計業務を委託するにふさわしい適性を備えた設計者を選定することを目的として実施している。よって、特定された技術提案書の提案内容が実際の設計にそのまま採用されるものではない。
- (2) 提出書類の著作権は、隠岐の島町に帰属する。
- (3) 提出書類は、プロポーザル選考の公表（町報、ホームページ等）への掲載、展示等に使用する。
- (4) 参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、特別な場合を除き、変更することはできない。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 審査の経緯及び結果について異議申し立ては受け付けない。